

保護者の皆様

京都市立川岡小学校  
校長 居林 晃一郎

## 台風・特別警報・地震発生による非常措置についてのお知らせ

日頃は本校教育進展にご理解ご協力いただきありがとうございます。さて、今後、台風の接近や大雨等による「**台風・特別警報による非常措置**」や、震度5弱以上の地震があった場合、「**地震発生時に対する非常措置**」をとらせていただく場合が予想されます。以下のように対応して参りますので、ご承知ください。

## 記

☆テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1. 午前0時現在「特別警報」、午前7時現在「暴風警報」が、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に発令されている場合には、自宅待機となります。

		措置	登校班の集合時刻
特別警報	午前0時までに解除になった場合	5校時から始業・午後1時45分～ 給食は中止	午後1時
	午前0時現在発令中の場合	臨時休業	
暴風警報	午前7時までに解除になった場合	平常授業・午前8時30分～	平常通り
	午前9時までに解除になった場合	3校時から始業・午前10時40分～	午前10時
	午前11時までに解除になった場合	5校時から始業・午後1時45分～ 給食は中止	午後1時
	午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	
震度5弱以上の地震等	<p>(1)下校から午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降から登校までに発生した場合は当日を臨時休業にいたします。</p> <p>(2)休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・すぐーる配信により、授業等を実施する旨を連絡します。</p> <p>(3)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、ホームページ・すぐーる配信により、連絡します。</p>		

※解除後に登校する場合も、集団登校となります。

※集合時刻は、登校班によって異なりますが、概ね上記の時刻に集合場所に集まってください。

## 2. 在校中に発令された場合（発生した場合）

非常事態のときは、教育活動を中止し、全員お迎えに来ていただくことがあります。その際、児童の引き渡しは**緊急引渡し登録カードに記入されている方のみ**とさせていただきます。ご了承ください。

### 3. 大雨警報、洪水警報等が発令された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐーる配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

### 4. 避難指示が発令された場合について

避難指示が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

#### 【参考】

令和3年度から避難勧告は廃止され、警戒レベル4（これまでの避難勧告のタイミング）で避難指示が発令されます。

※「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち、災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるに限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）</li> </ul>

※「緊急安全確保」は、実際に発令される状況としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

### 5. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。